

苦情の表明の方法につきまして

2026年3月

一般財団法人食品薬品安全センターでは、ISO/IEC 17043:2023の要求事項に基づき、当財団で主催する外部精度管理調査事業に関する苦情の表明を以下の通り受け付けております。

対象とする苦情

□ 外部精度管理調査事業の業務に対する苦情等

当財団の外部精度管理調査事業の範囲に限ります。

当財団では純粋に統計的に導き出される評価手順を採用しているため「異議申し立て※」とせず、すべて「苦情」として対処いたします。

※ 異議申し立てとは、申立人が外精度管理調査の結果報告書の評価に対し再考を求めることを指します。

苦情の表明方法

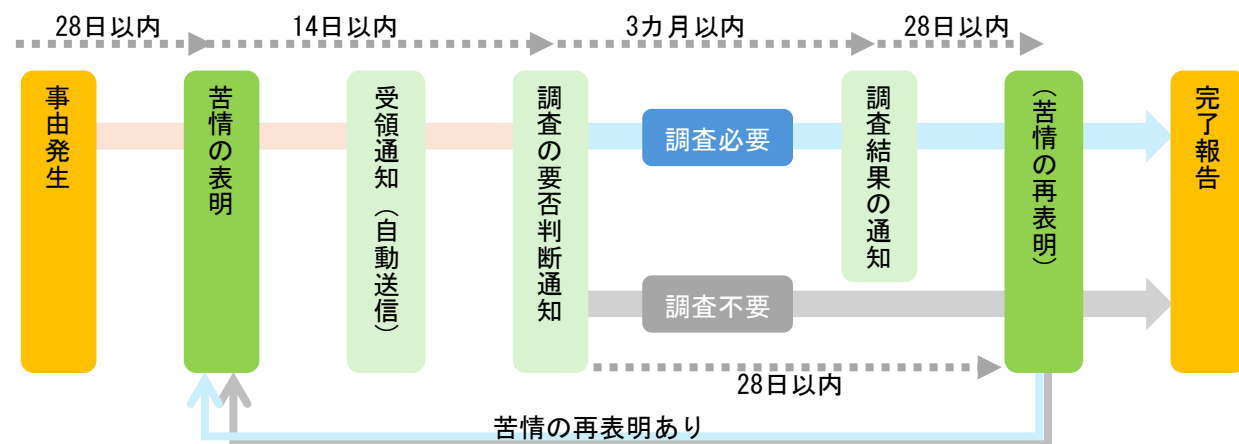
□ その事由の発生を知り得た日から28日以内に、下記入力フォームURLから送信してください。

入力フォーム	https://enquete.cc/q/fdsc-com
入力内容	<ol style="list-style-type: none">1. 申立人の所属2. 申立人の氏名3. 申立人の連絡先4. 苦情の対象（下記から1つ選択） (HP/案内状/実施要領/調査試料（送付方法を含む）/速報・結果報告書/その他)5. 関連する調査番号、報告書番号 (実施要領、調査試料、速報・調査結果報告書の場合)6. 発生日 注1：当財団からの送付物は到着日を発生日としてください。 注2：試験中の発見など明確な事由がある場合はその発生日を優先してください。7. 苦情の詳細
注意事項	送信時にメールアドレスの入力がございます。 申立人に連絡ができるメールアドレスをご入力ください。

苦情の取扱い

- 必要事項がすべて記入され、正当性が認められる内容である場合に調査を実施いたします。
- 原則として苦情の表明から得た情報は秘密事項として取扱います。
- 一部または全体の情報公開をする必要が生じた場合も、原則として申立人の情報は公開しません。
- 客観的な追加情報（新たな事実の発見等）をもって再表明があった場合に限り、再調査を実施します。
- 当財団の調査結果の通知または調査の要否判断通知から28日以内に苦情の再表明がない場合、調査対応を完了とします。（苦情の再表明方法は苦情の表明と同様です。）

全体の流れ



一般財団法人食品薬品安全センター 秦野研究所

公益事業部 食品衛生外部精度管理調査室
〒257-8523 神奈川県秦野市落合729番地の5

お問い合わせはホームページの「お問い合わせ」よりご連絡ください。